

新潟市総合計画2030推進本部設置要綱

(設置)

第1条 新潟市総合計画2030（以下「総合計画」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、新潟市総合計画2030推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総合計画の推進に関する事項
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関する事項
- (3) SDGsの推進に関する事項
- (4) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長、教育長及び水道事業管理者をもって充てる。

3 本部員は、新潟市庁議要綱（平成19年4月1日制定）第2条第1項第2号及び第3号に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部会議は、本部長が必要と認めるときは、当該審議事項に関係のある本部員のみで開催することができる。

3 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部構成員以外の者を出席させ、説明を求

め、又は意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 本部長が必要と認めるときは、本部に部会を設置することができる。

2 部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。

3 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

4 部会長は部会を総括し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、政策企画部政策調整課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 新潟市総合計画策定推進本部設置要綱（令和3年5月31日制定）及び新潟市「まち・ひと・しごと創生」総合戦略推進本部設置要綱（平成27年1月5日制定）は、廃止する。